

## 佐世保市地域福祉計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐世保市地域福祉計画に基づく地域福祉を推進するため、佐世保市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 佐世保市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 佐世保市地域福祉活動計画及び地区地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 佐世保市地域福祉計画の改定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 社会福祉関係の団体を代表する者
- (3) 社会福祉関係の施設及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

2 委員の辞任による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は公開とし、別に定めるところにより傍聴を認めるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。